

### 【Ⅲ】援助費の内容・金額

令和5年度の援助費は、下記のとおりです。

令和6年度の額は変更になる場合があります。

援助費目	小学校	中学校
学用品費	年額 11,630円	年額 22,730円
通学用品費（第1学年を除く）	年額 2,270円	年額 2,270円
校外活動費（無泊）	年額 1,600円	年額 2,310円
校外活動費（有泊）	年額 3,690円	年額 6,210円
修学旅行費	年額 22,690円	年額 60,910円
新入学児童生徒学用品費等（第1学年対象）	年額 54,060円	年額 63,000円
学校給食費	月額 4,200円	月額 4,880円
PTA会費	年額 1,500円	年額 2,000円
医療費	下記病気の治療費の一部負担金の額 トラコーマ・結膜炎・はくせん・かいせん・のう かしん・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・虫 歯・寄生虫病 (これらの病気以外は対象外です。)	

- ※ 「学用品費」や「通学用品費（第1学年を除く）」等について、本制度で援助できる額は上記の表を上限額としていますので、上限額を超えた分については支給できません。
- ※ 「校外活動費」と「修学旅行費」は、学校での会計報告が終了後の学期末に支給します。
- ※ 「校外活動費」と「修学旅行費」は、援助額が実際に要した額より少ない場合があります。
- ※ 「新入学児童生徒学用品費等（第1学年対象）」について、入学前に支給を受けた方及び5月以降に申請された方は援助の対象となりません。
- ※ 「学校給食費」は、給食を食べた月のみ援助の対象となります。また、年度途中の認定では、日割り計算となる場合があります。
- ※ 「医療費」の援助は、教育委員会で医療券の発行を受ける必要があります。医療券の発行は、就学援助認定後に教育委員会に直接又は学校を通じて申請してください。医療券の発行前に受けた医療費は、本人負担となります。

### 【Ⅳ】援助費の支給方法

学校給食費等は、いったん保護者様がお支払いいただき、学期末に指定の口座に振り込みます。学校から給食費等が未納であると報告を受けた場合、児童生徒が在籍する学校の口座に振り込みを行います。

〔 お問い合わせ及び申請先 〕

〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799-1

蓮田市教育委員会 学校教育課 学校教育課 学務担当

電話 048-768-3111（代表）内線166